

高松市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第2項および第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告、意見を、同条第9項および第10項の規定により、次のとおり公表します。

また、同条第12項の規定により、措置内容を併せて公表します。

平成22年2月19日

高松市監査委員 谷本繁男
同 吉田正己
同 山下稔
同 辻正雄

平成21年度定期監査結果報告等について

第1 教育委員会教育部定期監査の結果に関する報告および意見

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成20年度および平成21年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

対 象		期 間
部 課 等	事 務	
教 育 委 員 会 教 育 部	総務課（新設統合校整備室）、学校教育課、保健体育課、生涯学習課（少年育成センター、生涯学習センター）、文化財課、人権教育課、中央図書館、教育研究所、高松第一高等学校	平成21年10月27日から平成22年1月14日まで

(2) 監査の方法

平成20年度および平成21年度の事務の執行および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果を挙げる。）および第15項（組織および運営の合理化等）の規定の趣旨にのっとって行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象部課等から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

(3) 監査の結果

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

(4) 今回の監査で指摘した事項

ア 遅延利息に関する条項を契約書に約定すべきもの

高松市契約規則第35条では、契約者が契約期間内にその義務を履行しないときは、履行期間の延長を認めた場合を除き、遅延日数に応じた遅延利息を徴収する旨をあらかじめ約定しなければならないと規定しているが、総務課の高松市立学校等樹木害虫等駆除業務委託、生涯学習課の高松市立公民館庁舎清掃業務請負、中央図書館の高松市中央図書館清掃業務委託および高松第一高等学校のボイラー保守点検業務委託の契約書には、遅延利息の徴収に関する条項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、同条の規定により適正に事務処理されたい。

(総務課，生涯学習課，中央図書館，高松第一高等学校)

イ 行政財産の目的外使用許可に係る事務処理を適正にすべきもの

行政財産使用許可申請書に連帯保証人の連署をさせない場合は，高松市公有財産事務取扱規則第26条第2項ただし書に規定する，必要がないと認める理由を使用許可伺決裁に明記しなければならないが，高松市立山田幼稚園敷地内の支線設置および高松市立勝賀中学校屋内運動場使用に係る行政財産使用許可申請書については，連帯保証人を立てさせていないにもかかわらず，同使用許可伺決裁には，その根拠規定および理由を記載していないので，今後，同種の決裁を受ける場合には，これらの事項を決裁に明記されたい。

(総務課)

ウ 概算払補助金交付に係る精算を適正にすべきもの

高松市補助金等交付規則第9条第2項の規定により概算払で補助金を交付した場合，同条第4項の規定により，補助金交付申請者は，補助事業終了後，精算しなければならないが，平成20年度高松市立太田小学校教育研究会の教員研修事務補助事業の補助金については，補助金に係る預金利子を収入に計上しないまま決算書が作成されており，適正な精算事務が行われていないので，今後においては，精算が適正になされるよう補助金交付申請者を指導されたい。

(学校教育課)

エ 費用弁償に係る決裁を適正にすべきもの

スクールガード・リーダーの派遣および年間の費用弁償に係る事務処理については，高松市事務決裁規程第4条第1項，第5条第1項および別表第1執行伺の表第8項の規定により，当該執行伺の専決者(副市長)までの決裁を受けなければならないが，教育長決裁により事務処理されているので，今後は，これらの規定により，正当な決裁者までの決裁を受けられたい。

(生涯学習課少年育成センター)

オ 浄化槽の管理を適正にすべきもの

浄化槽の管理については，定期検査として浄化槽法第10条第1項

による保守点検および清掃，同法第11条第1項による水質検査が浄化槽管理者に義務付けられているが，高松市讃岐国分寺跡資料館の浄化槽については，保守点検および水質検査は行われているものの，清掃が行われていないので，今後は，同法に基づき，適正な浄化槽の管理に務められたい。

(文化財課)

カ 行政財産の目的外使用許可の期間を適正にすべきもの

行政財産の目的外使用許可に関する取扱基準では，電気または電気通信の線路等の目的外使用について，許可期間を3年以内としているが，高松市讃岐国分寺跡資料館敷地内の電柱1本および支線1本については，許可期間を5年としているので，今後，行政財産の目的外使用を許可するときは，同基準に基づいた適正な事務処理に努められたい。

(文化財課)

キ 特定の随意契約に係る公表をすべきもの

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行う場合は，高松市契約規則第17条の3の規定および平成20年3月10日付け高監号外財産活用課長・監理課長通知「障害者支援施設等からの物品の買入れ，役務の提供を理由とする随意契約の手続きについて」により，契約内容等を公表しなければならないが，社団法人高松市シルバー人材センターとの間に締結された，平成20年度高松市中央図書館駐輪場整理業務委託契約については，公表が行われていないので，今後，同様の契約を締結する場合には，適正に事務処理されたい。

(中央図書館)

2 監査の結果に付する監査委員の意見

(1) 業務委託契約に係る事務処理について

高松市立幼稚園清掃等業務委託については，1人1時間当たりの単価契約を締結し，支出予定金額については，見積徴取伺決裁で「1園

当たり1月25時間」を算出基礎としているが、一方、仕様書および契約書では、「1園当たり1月40時間以内」と規定しており、結果的に契約期間中において支出予定金額を大幅に増額変更しているため、今後、同様の契約を締結する場合には、実態に即した業務量の把握とそれに基づいた支出予定金額の設定に留意し、契約内容と支出予定金額の整合性を図ることで、契約事務の妥当性確保に努められたい。

(総務課)

(2) 補助金交付に係る実績確認のあり方について

香川県小学校長会への負担金支払を補助するため、高松市小学校長会に対して補助金を完了払で支出しているが、実績報告書では、同負担金の支出で補助対象事業の期間終了としているものが見受けられた。

今後においては、補助対象事業の期間を当年度における対象団体の事業実施期間とし、事業年度終了後、実績報告書の提出がなされた時点で精算確認を行うなど、補助対象団体の事業実施状況の確認がなされるよう留意されたい。

(学校教育課)

(3) 補助金の適切な執行について

平成21年度予算の執行方針ならびに高松市補助金等交付システム見直し基準で示されているとおり、補助金等については、交付団体等の決算において繰越金があるものは特に留意し、補助額の適正化を図るなど、より適切な執行に努めることとされているが、平成20年度高松市小学校体育研究会事業補助金に係る収支決算書では、市の補助額を上回る次年度繰越金が計上されているにもかかわらず、平成21年度においても同額の補助が行われていることから、今後、同種の補助金等を交付する際には、これらの指針に照らして、適切な執行について十分留意されたい。

(保健体育課)

(4) 運営補助事業のあり方について

概算払で補助金を交付した場合、補助金交付申請者は、補助終了後、精算し、交付された補助金が確定した補助金の額を超えていた場合は

その差額を返還しなければならないが、平成20年度高松市青年連絡協議会への運営事業補助金については、事業の中止や経費節減を理由として翌年度に繰り越しているものが見受けられた。

今後においては、補助対象とすべき事業経費の明確化や事業年度終了時の精算のあり方を検討するなど、補助金交付に係る事務を適切に行われたい。

(生涯学習課)

(5) 事業実施に係る負担金の精算について

平成21年度高松・嶺北子ども交歓会については、同交歓会実行委員会との共催のため負担金を通常払で支出しているものの、参加児童が当初の見込みを下回っているなど、事業への児童の参加状況によっては実際の経費が変動することから、今後においては、支出方法を前金払とすることや、事業実施後の残余金の精算方法についても取り決めておくなど、負担金執行のあり方について検討されたい。

(生涯学習課)

(6) 適正な補助金の決定について

高松市補助金等交付規則では、申請の内容を審査した上で交付の適否を決定することで予算執行の適正化を図ることを定めているほか、高松市補助金等交付システム見直し基準でも、補助額の適正化を図るため、補助事業ごとに限度額または補助率を定めることを規定しているが、社会教育団体事業補助金については、例年同額の補助が行われていることから、今後、同補助金の交付に当たっては、一定の基準を定めるなど、補助額決定の適正性・透明性の向上に努められたい。

(人権教育課)

(7) 施設の保守点検業務に係る事務処理について

平成20年度高松市中央図書館エレベータ設備保守点検業務委託において、建築基準法に基づく年1回の定期検査については、受託者により保守点検と併せて実施されているものの、仕様書の中に定期検査を実施することを明記していないものが見受けられた。

今後においては、設備の安全性確保のため、法定検査について仕様

書に明記し，確実な実施と履行確認を行われたい。

(中央図書館)

第2 前回までの監査で指摘した事項に対する措置内容等

1 行政財産の目的外使用許可に係る事務処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

行政財産使用許可申請書に連帯保証人の連署をさせない場合は，高松市公有財産事務取扱規則第26条第2項ただし書に規定する必要がないと認める理由を使用許可伺決裁に明記しなければならないが，電力柱および支線の使用許可については，連帯保証人を立てさせていないにもかかわらず，同伺決裁にその根拠規定および理由を記載していないので，今後，同様の決裁を受ける場合は，これらの事項を決裁に明記されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成21年11月25日）

電力柱および支線の行政財産の目的外使用許可に係る事務処理については，同使用許可期間の満了に伴い，平成21年4月1日付で同様の行政財産の目的外使用許可伺決裁に連帯保証人を立てさせない根拠規定および理由を明記した。

(環境部南部クリーンセンター)

2 適正な契約書を作成すべきもの

(1) 改善を要する事項

産業廃棄物の運搬，処分等を委託する場合は，委託契約書に，廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第4項，同法施行令第6条の2第3項の規定に基づき，委託する産業廃棄物の種類および数量などの条項を規定しなければならないが，高松市民病院給食場グリストラップ清掃業務委託契約については，これらの条項が盛り込まれていない請書により契約を締結しているため，今後，同様の契約を締結しようとする場合には，これらの規定に基づき適正な契約書を作成し，契約を締結されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成21年12月10日）

委託する産業廃棄物の種類および数量の規定については、平成21年度契約分から、契約条項に規定した。

(病院部市民病院事務局)

3 委託契約の検収調書の確認に係る決裁を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

検収調書の確認に係る決裁の取扱いについては、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項および別表第1文書、庶務その他の表第19項第2号で、一の支出負担行為について2回以上の確認を必要とする場合、それぞれの確認に係る金額を支出負担行為に係る金額とみなし、支出負担行為何の表および同項第1号の規定を適用した場合における専決者の決裁を受けなければならないが、平成20年度高松市民病院医事業務委託の検収調書に係る決裁処理は、確認に係る金額が支出負担行為何の表では副市長の専決事項に相当し、その場合は、部長の決裁を受けるべきところ、事務長決裁で事務処理しているので、今後、同種の検収調書の決裁を受ける場合には、同規定に基づき適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容(措置通知日 平成21年12月10日)

平成20年度高松市民病院医事業務委託の検収調書に係る決裁処理については、平成20年11月30日付け検収調書から、部長決裁の事務処理に改めた。

(病院部市民病院事務局)

第3 前回までの監査で付した監査委員の意見に対する措置内容等

1 施設の利用促進について

(1) 意見を付した事項

平成16年度の高松市生涯学習センターにおける施設全体の月平均利用率に比べ、音楽室・工作室など一部の施設では、その利用率を下回っているものが見受けられるので、今後は、施設の特性を生かした講座等の開催をはじめ、一層PRを図るなど、施設の利用率向上に努められたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成21年11月24日）

施設の効果的な活用を図るため、平成17年度には、地元企業や個人事業者が生涯学習の観点から社会的貢献を図る講座（まなびCAN・CSR教室）を開催したことを始め、平成18年度には、市民に、これまでの学習成果を発表する場を提供するための講座および生涯学習センター開館5年・合併記念事業を、平成19年度には商店街の持つノウハウを生涯学習の分野に生かすための講座を、平成20年度にはNPO法人と協働して、環境学習フェスティバル2008「えこじゃんぐる」を開催した。

また、貸館事業についても、地元の市民や市民グループ等の会合を始め、県外企業の展示会、研修会や大学等の入試会場として利用の促進を図ったほか、市のホームページや各種広報媒体を活用して積極的に広報活動を行った結果、安定した来館者数が確保できた。

（教育部生涯学習課生涯学習センター）

2 交付金に係る交付事務について

(1) 意見を付した事項

平成19年度南部クリーンセンター埋立処分地の周辺美化活動事業に係る補助金等交付申請書に添付されている収支予算書および補助事業等実績報告書に添付されている収支決算書の支出区分欄には、活動費の記載しかなく、その経費の具体的内容が明記されていないので、今後は、高松市補助金等交付規則などの関係諸規定に基づき、交付金申請者に対し、支出額を構成する各経費の内容が明確に分かるものとするよう指導するとともに、これに基づき、交付決定の審査や実績確認を行われたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成21年11月25日）

南部クリーンセンター埋立処分地の周辺美化活動事業交付金に係る交付事務については、関係団体を指導した結果、平成20年度の補助事業等実績報告書を提出する際、収支決算書に補助対象経費の具体的な内容を明記するよう改めた。

また、平成21年度（上半期および下半期）の補助金等交付申請の

際、申請書に添付の収支予算書に補助対象経費の具体的な内容を明記し、さらに、上半期の補助事業等実績報告書を提出する際、収支決算書に補助対象経費の具体的な内容を明記するとともに、同団体の会計および会計監査の記名押印した書類を提出させるよう改めた。

(環境部南部クリーンセンター)

3 補助事業の精算事務について

(1) 意見を付した事項

平成20年度「海の月間」行事实施事業に係る補助事業等実績報告書には、その関係書類として収支決算書等を添付しているものの、当該報告書の提出日および精算日以降の日付が記載されていることから、今後は適正な書類を提出させた後、精算事務を行われたい。

(2) 措置された内容(措置通知日 平成21年12月4日)

「海の月間」行事实施事業補助金支出に係る補助事業等実績報告書の提出に際しては、平成21年度から報告日その他記載事項について、適正なものであることを確認するよう指導した結果、適正な書類の提出があり、これに基づき精算事務を行った。

(産業経済部観光振興課)

4 補助金の見直しについて

(1) 意見を付した事項

平成20年度「海の月間」行事实施事業補助金については、他の自治体と支出科目の統一が図られていないので、交付団体と協議を行う中で、支出科目を見直すほか、次年度繰越金額が前年度繰越金額を上回っていることから、高松市補助金等交付システム見直し基準に基づき、交付金額の見直しや、交付の必要性を検証するなど、適正な交付に努められたい。

(2) 措置された内容(措置通知日 平成21年12月4日)

「海の月間」行事实施事業補助金については、平成22年度から支出科目を負担金で予算計上することとし、平成21年度の繰越金額を確認の上、平成22年度の予算額の減額を依頼した。

(産業経済部観光振興課)

5 公印の適正な使用取扱いについて

(1) 意見を付した事項

管理者印その他の公印の使用については、高松市水道局公印規程により、適正な取扱いがなされるよう規定されているにもかかわらず、契約書に管理者印が押印されていないものや、契約書に管理者印が押印されているものの、決裁済の原議書（決裁文書）の公印欄に公印押印者の確認印が押印されていないものが見受けられたので、今後は、同規程を遵守し、公印の適正な使用取扱いがなされるよう、関係職員に周知徹底を行うなど、事務処理体制の適正化に努められたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成22年1月12日）

公印の使用取扱いについては、平成17年4月1日から、高松市水道局公印規程に基づき、適正な使用取扱いを行うよう、関係職員に周知徹底を図った。

（水道局経営企画課）

6 行政財産の目的外使用許可に係る事務について

(1) 意見を付した事項

地方公営企業法第33条第3項では、地方公営企業の用に供する行政財産を使用させる場合に徴収する使用料に関する事項は、管理者が定めると規定されているものの、行政財産である貯水池用地および取水路用地における生活排水管の埋設に係る目的外使用許可伺決裁では、使用料の算定に当たって準用した規定を記載しているのみで、その取扱事由が明示されておらず、公正性に疑義を生じかねない事務処理となっているので、今後は、使用料の算定に係る取扱基準を明確にした上で事務処理を行い、行政財産の使用許可に係る事務の透明性および公平性の確保に努められたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成22年1月14日）

行政財産の目的外使用許可に係る事務については、高松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例第5条の規定および行政財産の目的外使用許可に関する取扱基準第8項の3使用料の減免基準等に基づき、対象となるすべての地下埋設管の使用料を減免した。

7 業務委託契約の契約方法について

(1) 意見を付した事項

水道局庁舎消防設備関係保守点検業務および水道局庁舎昇降機保守点検業務の委託契約は、設備の施工または機器の設置をした業者であることを理由として、その業者と一者随意契約をしているが、これらの業務は、同業種の業者であれば、特に専門的技術を要するものではなく、特定の業者としか契約し難いものではないと考えられるほか、総務省通知においても、経営改革の推進の観点から、市場競争原理を取り入れ、外部委託先の見直しを行うなど、経営の効率化・活性化が求められていることから、今後は、毎年度継続して一者随意契約をしているものであっても、業務履行能力と実績を有する業者を幅広く選定し、契約の競争性の確保を図り、より適正な価格で契約ができるよう、競争見積合せの導入を検討するなど、契約方法の在り方の整理や見直しを行われたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成22年1月14日）

業務委託契約の契約方法については、契約の競争性を確保するとともに、より適正な価格とするため、業務履行能力と実績を有する業者を幅広く選定して、競争見積を実施した。